

## 年金法令・制度運営（問題）

### 【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。  
特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

(例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」)

問題 1. 次の設問 1 から設問 8 の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。  
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(25 点)

設問 1. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「責任準備金」及び「最低積立基準額」に関する記述である。

第五十三条 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における（ a ）の現価と（ b ）を合算した額から、掛金の額（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又は（ c ）をいう。第三項において同じ。）の現価に相当する額と（ b ）に対応するために追加的に拠出されることとなる掛金の額の予想額（同項において「（ d ）」という。）の現価に相当する額を合算した額を控除した額とする。

2 前項の予想額の現価の計算は、（ e ）の基礎率を用いて行うものとする。

3 （ d ）の現価に相当する額は、（ b ）から（ f ）（積立金の額と（ g ）の現価を合算した額から（ a ）の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）とする。

第五十五条 法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

(略)

3 リスク分担型企業年金を実施している場合にあっては、法第六十条第三項の現価の算定において、積立金の額を第一項に規定する予定利率及び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価（ h ）を計算の基礎とするものとする。

【選択肢】

(ア) 数理債務の額	(イ) リスク充足額	(ロ) 積立超過額	(エ) 手当済リスク額
(カ) リスク対応額		(ハ) 対応前リスク充足額	
(キ) 将来発生するリスク		(ニ) 財政悪化リスク相当額	
(ク) 標準掛金額及び特別掛金額の予想額		(ホ) 掛金の額の予想額	
(ケ) 標準掛金額の予想額		(ヘ) リスク分担型企业年金掛金額の予想額	
(コ) 通常予測給付額		(ト) 給付に要する費用の予想額	
(サ) 調整前給付額の通常予測に基づく予想額		(チ) 標準的な給付の額	
(セ) リスク分担型企业年金掛金額		(ツ) 給付財源	
(ソ) リスク対応掛金額		(テ) 上場株式による掛金の納付額	
(タ) 補充掛金収入予測額		(ニ) 対応後リスク充足額	
(チ) リスク対応掛金額の予想額		(ネ) 追加拠出可能額	
(リ) 当該事業年度の財政検証		(ハ) 前事業年度の末日	
(ヒ) 直近の財政再計算		(フ) 前回の財政計算	
(ハ) で除して得た率		(ホ) で調整した率	
(マ) と比較して得た額		(ミ) を基準として算定した額	

設問 2. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」及び通知「確定給付企業年金制度について」の別紙「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に規定する「給付の額の再評価等に用いる率」に関する記述である。

確定給付企業年金法施行規則

(給付の額の再評価等に用いる率)

第二十九条 令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、同条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて給付の額を計算する場合にあっては、次の各号のいずれの率に基づき再評価を行う場合でも、当該再評価後の（ a ）が、当該再評価を行わなかった場合の（ a ）を下回ってはならない。

- 一 （ b ）
- 二 （ c ）の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの
- 三 積立金の運用利回りの（ d ）
- 四 前三号に掲げる率を組み合わせたもの
- 五 前三号に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの

通知「確定給付企業年金制度について」

第 3 給付の額に関する事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 規則第 29 条第 1 項第 2 号に「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。
  - ① 総務省において作成する年平均の（ e ）
  - ② 厚生労働省において作成する年平均の（ f ）
  - ③ 規則第 80 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券指標

(以下略)

【選択肢】

(ア) 5.5%	(イ) 割引率	(ウ) 定率	(エ) 予定利率
(カ) 平均	(ク) 実績	(キ) 見込み	(ケ) 予定
(ク) 元利合計	(コ) 累計額	(サ) 年金額	(シ) 仮想個人勘定残高
(ス) 給与指数	(セ) 有効求人倍率	(ソ) 賃金指数	(タ) 雇用指数
(フ) 消費動向指数	(ツ) 全国消費者物価指数	(テ) ラスパイレス指数	(ト) 企業物価指数
(チ) 定期預金	(ニ) 国債	(ヌ) 地方債	(ネ) 優良社債

設問 3. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定する「退職率」及び「死亡率」に関する記述である。

### 3.7 退職率

適用指針第 26 項では、「退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年等により生存退職する年齢ごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する計算基礎である。」とされている。

退職率は、例えば、入社後数年の退職率が高く、その後の定着率が高い場合など、勤務期間ごとの発生率を用いることが適切な場合がある。

適用対象者の（ a ）を基に退職率を推定する数理的な方法がある。

適用対象者数が少ない、会社設立後の年数が短いなどのために、退職率を合理的に推定するための（ a ）を十分に得られない場合は、例えば、（ b ）で使用している退職率、所属する業種の統計資料を基にした推定、又は、それらに対して適用対象者の（ a ）を基に合理的な補正を行うことを検討する。

### 3.8 死亡率

死亡率は、国などを単位とした生命表を基にして設定する方法が一般的であり、合理性が高いと考えられる。

例えば、日本の国民生命表（公的機関から公表されているものとしては、完全生命表と簡易生命表がある。）の死亡率は、（ c ）も含めた経験値に基づくものであることから、本専門業務で使用する死亡率は、これに（ d ）ことが適当である場合が多い。

特定の集団の（ a ）に基づいて独自の死亡率を作成することは、集団の構成員の数が大きく十分なデータが利用できるなど、合理性が高い場合に限られるべきである。

将来の死亡率の（ e ）が合理的に見込まれ、かつ、重要性が高いと判断される場合には、これを織り込むことが考えられる。終身年金を支給する制度の場合であって、（ f ）、あるいは保証期間が短い場合には、（ g ）の計算における死亡率の影響は比較的大きい。その一方で、例えば、退職一時金制度や保証期間を伴う（ h ）を支給する制度のように死亡率の影響が小さい場合もある。

（注）IAS19 では、将来の死亡率の（ e ）の見込みを織り込むことが記載されている。

【選択肢】

(ア) 人口統計データ	(イ) 人員データ	(ウ) 経験データ	(エ) 実績データ
(オ) 将来改善	(カ) 改善	(キ) 変化	(ク) 改定
(ケ) 在老者	(コ) 非就労者	(サ) 学生	(シ) 非正規雇用者
(ス) 遡増年金	(セ) 有期年金	(ソ) 確定年金	(タ) 遡減年金
(チ) 保証期間が無い	(ツ) 給付水準が高い	(テ) 給付利率が高い	(ト) 一時金選択率が低い
(ナ) 合理的な補正を行う	(ニ) 保守的な補正を行う	(ヌ) 数理的な補正を行う	(ネ) 補正を行わない
(ノ) 退職給付債務		(ハ) 勤務費用	
(ヒ) 退職給付債務や勤務費用		(フ) デュレーション	
(ヘ) 同規模の関連企業		(ホ) 同業種の類似企業	
(マ) 勤務環境が類似する企業		(ミ) 勤務環境が類似する関連企業	

設問 4. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19 に関する数理実務基準」に規定する「重要性」及び「比例性」に関する記述である。

#### 10. 重要性

会員は、本専門業務における（ a ）、過小評価、又は、過大評価に関して、それが重要性を有するかどうかを評価する。会員は、本専門業務、IFRS財務報告の作成、及び、IFRS財務報告の監査のそれぞれにおける重要性の違いを理解する。必要に応じて、会員は、IFRS財務報告の作成における重要性の取扱いを、（ b ）又は（ c ）に確認し、それを本専門業務に反映させる。本専門業務における重要性の（ d ）は、他者からの指示がある場合を除いて、会員が判断するが、その際、会員は、次を行う。

①本専門業務の目的を踏まえ、想定利用者の視点における重要性を評価する。したがって、（ a ）、過小評価、又は、過大評価は、想定利用者の判断、又は、想定利用者の期待に相当程度の影響がある場合には、重要性がある。この場合の想定利用者は、（ b ）又は（ c ）である（IFRS財務報告の利用者ではない）。

（以下略）

#### 11. 比例性

第9項「専門家としての合理的な判断」、そのうち特に②の適用にあたって、会員は、重要性を考慮する。数理上の仮定又は方法を提示するにあたって、会員は、本専門業務に与える影響に応じて、それらの精緻さの程度を判断する。次の例は、いずれも会員の専門家としての合理的な判断に基づいて行うことを前提としている。

①本専門業務の結果に重要な影響がない場合、又は、本専門業務について（ e ）が保たれる場合には、会員は、提示する数理上の仮定又は方法として簡便なものを用いることが考えられる。例えば、退職時に主として一時金を支給する制度の場合、死亡率の仮定の選択はその債務にほとんど影響を与えない可能性がある。他の例としては、業務上の傷害の給付の中には、給付の予測されるキャッシュフローの不確実性が非常に大きいので、割引率を選択する方法を精緻にすることとは（ e ）が保たれない可能性があるものがある。

②本専門業務の結果に重要な影響がない場合には、会員は、測定日の人員データを入手する代わりに、異なる基準日の人員データを用いて得られる結果を適切に調整することが考えられる。

③他の目的（例えば、企業年金の財政の目的）で選択された数理上の仮定、又は、前回以前の測定日において用いられた人口統計的な数理上の仮定が、今回の測定日において、IAS19の目的として合理的であれば、会員は、それをそのまま、又は補正して、用いることが考えられる。

④本専門業務の結果に重要な影響がない場合には、会員は、給付を勤務期間へ帰属させるために、（ f ）を用いることが考えられる。

【選択肢】

(ア) 合理性	(イ) 整合性	(ウ) 水準	(エ) 釣り合い
(オ) 省略	(カ) 検証	(キ) 精緻化	(ク) 簡便化
(ケ) 前回と同じ方法	(コ) 代替的な方法	(サ) 精緻化された方法	(シ) 簡便化された方法
(ス) 範囲	(セ) 定義	(ソ) 閾値	(タ) 値域
(チ) 顧客	(ツ) 依頼主	(テ) 債権者	(ト) 株主
(ナ) 監査人	(ニ) 依頼企業	(ヌ) 対象企業	(ネ) 取引先企業

設問 5. 次は、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年九月二十三日政令第三百十号）」により平成 29 年 1 月 1 日から施行された「確定拠出年金法施行令」に規定する企業型年金及び個人型年金の「拠出限度額」に関する記述である。

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、（ a ）における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であって、次に掲げる者（以下この条及び第三十六条第四号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千元

（中略）

- 二 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの （ b ）円
- 三 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの （ c ）円
- 四 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの （ d ）円

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、（ a ）における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第六十九条に規定する第一号加入者 六万八千元（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、その月については、六万八千元から当該保険料又は掛金の額（その額が六万八千元を上回るときは、六万八千元）を控除した額）
- 二 法第六十九条に規定する第二号加入者（次号及び第四号において「第二号加入者」という。）であつて、次号及び第四号に掲げる者以外のもの （ e ）円
- 三 第二号加入者であつて、個人型年金同時加入可能者であるもの（次号に掲げる者を除く。）（ f ）円
- 四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千元
- 五 法第六十九条に規定する第三号加入者 （ e ）円

【選択肢】

(ア) 一万	(イ) 一万二千	(ウ) 一万二千五百	(エ) 一万五千
(カ) 一万五千五百	(ク) 一万八千	(ケ) 一万八千五百	(コ) 二万
(カ) 二万五千五百	(コ) 二万三千	(サ) 二万三千五百	(シ) 二万五千
(ス) 二万五千五百	(セ) 二万七千	(ソ) 二万七千五百	(タ) 三万
(チ) 三万五千	(ツ) 三万六千	(テ) 四万六千	(ト) 五万千
(ナ) 毎年一月一日	(ニ) 毎年四月一日	(ル) その月の一日	(ネ) その月の末日



設問 6. 次は、「中小企業退職金共済法」に規定する「定義」に関する記述である。

第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主（国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

- 一 常時雇用する従業員の数が（ a ）の事業主及び資本金の額又は出資の総額が（ b ）の法人である事業主（次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。）
  - 二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が（ c ）のもの及び資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの
  - 三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が（ c ）のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
  - 四 （ d ）に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
- 2 この法律で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。
  - 3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。
  - 4 この法律で「特定業種」とは、（ e ）その他従業員の相当数が、通常、当該業種に属する多数の事業の間を移動してこれらの事業の事業主に雇用される業種であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。
  - 5 この法律で「特定業種退職金共済契約」とは、特定業種に属する事業の事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構が、期間を定めて雇用される者としてその事業主に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。
  - 6 この法律で「共済契約者」とは、退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約の当事者である事業主をいう。
  - 7 この法律で「（ f ）」とは、退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約により機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

【選択肢】

(ア) 農林水産業	(イ) 製造業	(ウ) 建設業	(エ) 金融業
(カ) 不動産業	(ク) 運輸業	(キ) 小売業	(ク) 飲食業
(ケ) 七百人以下	(コ) 五百人以下	(サ) 三百人以下	(シ) 二百五十人以下
(ク) 二百人以下	(セ) 百五十人以下	(ソ) 百人以下	(タ) 五十人以下
(ケ) 五億円以下	(ツ) 三億円以下	(テ) 二億円以下	(ト) 一億五千万円以下
(チ) 加入者	(ニ) 共済者	(リ) 被共済者	(ロ) 契約者

設問 7. 次は、「平成 26 年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し」  
(詳細版)―」の「(補論) 財政検証と財政再計算の違い」に関する記述である。

(補論) 財政検証と財政再計算の違い

「財政再計算」と「財政検証」は、公的年金制度の将来にわたる収支見直しを作成するという点においては共通しているが、その役割については大きな違いがある。

財政再計算には、将来の ( a ) の水準を定めるという役割がある。つまり、( b ) に 1 度、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、現在の ( c ) を維持すると仮定した場合には将来どの程度の水準の負担、つまり ( a ) が必要となるのかを算定することである。その上で必要であれば再計算が行われるごとに給付と負担との関係が見直されることとなるが、実際も過去の再計算においては、負担の水準のみならず、( c ) に関しても見直しが行われてきた。

一方で財政検証は、財政再計算とは全く異なった性質を持っている。( d ) 改正に伴って将来の ( a ) の水準が法律で定められたことから、財政検証によって ( a ) が定められる、ということはない。その代わりに、直近の社会・経済状況を踏まえた収支見直しを作成することにより、( c ) を ( e ) する仕組みであるマクロ経済スライドについて、( c ) 調整の終了年度を定める、もしくはその見直しを作成することが財政検証の主な目的のひとつとなっている。これはつまり、保険料水準を固定した上での給付の ( e ) という現在の公的年金制度が持つ収支均衡の仕組みの中で、将来の ( c ) がどの程度調整されていくのかという見直しを示すということである。このような中で、一定水準の給付費を維持したまま収支が均衡している姿が見通されるのであれば、その財政検証においては、「公的年金制度の仕組みは現時点では適切に機能している」と判断されることとなり、特に給付と負担の見直しなどが財政検証に伴って行われることはない。

ただし、( f ) 後までに、所得代替率が ( g ) を下回るほど引き下げられるような状況になっている場合には、そのような仕組みがもはや適切に機能しているとは言えない状況にあると判断されたと見なされ、( c ) 調整の終了について検討するとともに、その結果に基づいた

( h ) の終了その他の措置、および給付と負担の在り方についての検討が行われ、所要の措置が講ぜられることとなる。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 平成 6 年	(イ) 平成 11 年	(ウ) 平成 16 年	(エ) 平成 21 年
(カ) 1 年	(キ) 3 年	(ク) 4 年	(ケ) 5 年
(ク) 7 年	(コ) 10 年	(ク) 50 年	(シ) 100 年
(ス) 30%	(セ) 50%	(ソ) 75%	(タ) 100%
(フ) 自動調整	(ツ) 再計算	(テ) 改定	(ト) 減額調整
(チ) 給付水準	(ニ) 給付額	(ヌ) 年金額	(ネ) 最低保証額
(リ) 財政均衡期間	(ハ) 保険料拠出期間	(ヒ) 調整期間	(フ) 税負担期間
(ロ) 税負担	(ホ) 保険料 (率)	(マ) 保険金額	(ミ) 負担水準

設問 8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

第 8 条 会員は、自己の（ a ）活動が損なわれず、かつ、現在の又は（ b ）利益相反が全ての当事者に対して全て開示されている場合を除き、現在の又は（ b ）利益相反に自己が含まれることになる業務を遂行してはならない。

【選択肢】

(ア) 専門的な	(イ) 公正な	(ウ) 忠実な	(エ) 品位ある	(オ) 信頼ある
(カ) 将来の	(キ) 過去の	(ク) 重要な	(ケ) 業務上の	(コ) 潜在的な

問題 2. A、B いずれかを選択し解答せよ。

A. 厚生年金基金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について」に規定する「解散手続きに関する基準」に関する記載である。次の①～⑥の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第一 解散手続きに関する基準

(略)

二 代議員会の議決前の手続

代議員会における議決の前に次の(1)～(4)のすべての手続を終了していること。

(略)

(1) 事業主の同意

代議員会における議決前( ① )以内現在における全設立事業所の事業主の( ② )以上の同意を得ていること。

(2) 加入員の同意

代議員会における議決前( ① )以内現在における加入員総数の( ② )以上の同意を得ていること。

(3) ( ③ )への説明

代議員会における議決前に、全( ③ )に対して、解散理由等に係る説明を( ④ )で行っていること。

(4) 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の( ⑤ )以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その( ⑥ )以上の同意を得ていることをもって足りる。

設問 2. 通知「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」に記載されている資産の分割の方法のうち継続基準による方法を簡記せよ。

設問 3. 乙社は甲厚生年金基金の設立事業所である。甲厚生年金基金は、乙社が実施する規約型確定給付企業年金に乙社に使用される甲厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を移転する。権利義務を移転する日を平成二十九年十二月一日とする場合に、平成二十六年三月二十四日厚生労働省告示第九十四号(※)で定める政府が甲厚生年金基金から徴収することとなる現価相当額の計算方法を簡記せよ。

- ※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する現価相当額の計算方法（平成二十六年三月二十四日厚生労働省告示第九十四号）

B. 確定拠出年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成二十九年二月八日政令第一五号)」により平成 30 年 1 月 1 日から施行される確定拠出年金法施行令第六条に規定する「企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件」に関する記載である。次の①～⑥の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第六条 法第四条第一項第八号(法第五条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 ( ① )の額の算定方法、( ② )の額の決定又は変更の方法、法第二十三条第一項の規定により提示される( ③ )の数又は種類、法第二十五条第一項の規定により( ④ )を行うことができる回数、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、法第三条第三項第十号に規定する返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 ( ① )について、前納及び( ⑤ )することができないものであること。

四 ( ② )について、前納及び( ⑤ )することができないものであること。

五 ( ② )の額は、次に掲げる場合を除き、第十条の二に規定する( ⑥ )につき一回に限り変更することができるものであること。

(以下略)

設問 2. 通知「確定拠出年金制度について」の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」において、確定拠出年金法施行令第六条第二号中の「不当に差別的なものでないこと」に該当しない例が記載されている。当該例について簡記せよ。

設問 3. 平成 28 年 6 月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(法律第六十六号)」の一部が平成 30 年 1 月 1 日に施行され、確定拠出年金の拠出規制単位を月単位から年単位とする措置が講じられる。企業型年金に関しこの措置の内容を簡記せよ。

問題 3. 平成 28 年 12 月 14 日に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（法律第百十四号）」における年金額の改定ルールの見直しに関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。（6 点）

設問 1. 平成 30 年 4 月 1 日から施行される年金額の改定ルールの見直しでは、マクロ経済スライドによる調整ルールの見直しが行われる。この見直しの内容を簡記せよ。

設問 2. 平成 33 年 4 月 1 日から施行される年金額の改定ルールの見直しでは、賃金及び物価スライドの見直しが行われる。物価変動及び賃金変動が下表の状態となった場合の既裁定年金の年金額の改定ルールをそれぞれ選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してよい。

	平成 33 年 4 月施行前	平成 33 年 4 月施行以後
0 > 賃金変動 > 物価変動	①	②
物価変動 > 賃金変動 > 0	③	④
0 > 物価変動 > 賃金変動	⑤	⑥
物価変動 > 0 > 賃金変動	⑦	⑧

【選択肢】

(ア) 物価変動に合わせて改定	(イ) 賃金変動に合わせて改定
(ウ) 改定しない	

問題 4. 次は、A 社と B 社の確定給付企業年金制度（リスク分担型企業年金でない制度）における X 年度の旧基準の財政決算における諸数値及び前提である。以下の問題にそれぞれ解答せよ。また、公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金実務基準に記載された方法により計算を行い、金額の端数処理は百万円未満を四捨五入することとし、解答に至るまでの計算式や過程も論述せよ。なお、本問において、平成 29 年 1 月 1 日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正前の財政運営を「旧基準」、改正後の財政運営を「新基準」といい、確定給付企業年金法施行規則第四十六条の二第一項第一号に定める「リスク対応額」の上限を「上限リスク対応額」という。（14 点）

<X 年度の旧基準の財政決算における諸数値>

	A 社	B 社
給付現価	900 百万円	1,100 百万円
標準掛金収入現価	200 百万円	100 百万円
特別掛金収入現価	0 百万円	0 百万円
純資産額（注）	800 百万円	1,250 百万円
国内債券	300 百万円	100 百万円
国内株式	50 百万円	500 百万円
外国債券	100 百万円	200 百万円
外国株式	50 百万円	350 百万円
一般勘定	250 百万円	50 百万円
短期資産	0 百万円	0 百万円
その他資産	50 百万円	50 百万円

（注）純資産額は、固定資産の額と同額であり、流動資産、流動負債及び支払備金は 0 百万円である。

<前提>

- ・積立金の額の評価方法は時価方式を用いる。
- ・給付区分、承継事業所償却積立金ともに設定していない。
- ・確定給付企業年金法施行規則第四十七条に定める次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却に係る特例掛金の拠出は行わない。



設問 1. A 社と B 社の X 年度の財政再計算において、新基準の採用を検討している。A 社と B 社の新基準を採用した場合の財政悪化リスク相当額、リスク対応額を以下の前提でそれぞれ算出せよ。

<新基準における前提>

- ・財政再計算では、基礎率及び掛金（リスク対応掛金を除く。）の見直しは行わない。
- ・財政悪化リスク相当額を算定する際に、特別算定方法は用いない。
- ・別途積立金は全額留保し、旧基準の別途積立金と同額を維持する。
- ・上限リスク対応額の 2 分の 1 に相当する額をリスク対応額とする。

設問 2. A 社と B 社はそれぞれ X 年度の財政再計算において、新基準を採用し、X+1 年度の財政決算を迎えた。X 年度の財政再計算において、設問 1 に記載の新基準における前提が適用されたものとして、X+1 年度の責任準備金及び当年度剰余金・不足金を以下の前提でそれぞれ算出せよ。

<X+1 年度の財政決算における諸数値>

- ・純資産額以外の諸数値は財政再計算と同額である。
- ・A 社と B 社の純資産額はいずれも X 年度の財政再計算の純資産額から 6%減少した。

設問 3. A 社と B 社は設問 1 の新基準の採用とは別にリスク分担型企業年金へ移行することも検討している。以下の前提で検討する場合に、リスク分担型企業年金へ移行するにあたり受給権者に対して行うべき手続きを A 社と B 社それぞれについて簡記せよ。

<リスク分担型企業年金移行における前提>

- ・給付設計は、現行の給付設計に対して確定給付企業年金法施行規則第二十五条の二に規定する調整率を乗じるものとする。
- ・財政再計算では基礎率の見直しは行わず、リスク分担型企業年金掛金額は、現行の標準掛金額と同額とする。
- ・財政悪化リスク相当額は、A 社 150 百万円、B 社 550 百万円である。

問題 5. 次は、企業会計基準委員会が公表している「退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「過去勤務費用」に関する記載である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

過去勤務費用の内容

41. 過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分(会計基準第 12 項)であり、( ① )に伴い退職給付水準が変更された結果生じる、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額を意味する。「退職給付水準の改訂等」の「等」には、初めて( ② )した場合で、給付計算対象が現存する従業員の過年度の勤務期間にも及ぶときが含まれる。
- なお、給与水準の変動(以下「ベースアップ」という。)による退職給付債務の変動は、過去勤務費用には該当しない(第 34 項参照)。

過去勤務費用の費用処理方法

42. 過去勤務費用の費用処理方法は、数理計算上の差異の費用処理方法(第 35 項から第 40 項参照)に準じる(この場合、第 35 項の「会計基準(注 7)」については、「会計基準(注 9)」に読み替えるものとする。)。ただし、( ① )による過去勤務費用については頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定の年数にわたって( ③ )を行うことが望ましい。
43. 過去勤務費用と数理計算上の差異は発生原因又は発生頻度が相違するため、( ④ )はそれぞれ別個に設定することができる。

設問 1. 上記の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

設問 2. 「退職給付に関する会計基準の適用指針」の第 33 項に規定する連結財務諸表に関する未認識過去勤務費用の会計処理について簡記せよ。

設問 3. 退職給付水準が変更された結果生じる過去勤務費用の費用処理方法について、IAS19 と設問 2 の会計処理で相違する点を簡記せよ。

問題 6 【所見問題】. 定年年齢が 60 歳で、その時点で一度退職し、65 歳まで 1 年更新で再雇用する制度（再雇用後の給与水準は 60 歳前の 60%程度）を導入している企業がある。最近行われた経営会議等により、平成 30 年 10 月に定年年齢を 65 歳へ変更することが決定した。定年延長を行った場合でも総人件費を現行と同水準にするように検討している。給料については、30 歳代以降の水準を抑制し、定年延長前の生涯賃金（再雇用後も考慮）と同程度になるよう見直す予定である。現行の退職給付制度は以下のとおりである。この企業の定年延長に伴う退職給付制度の見直しについて、複数論点を挙げ、それぞれの効果・留意点や企業年金を取り巻く環境等を踏まえ、所見を述べよ。なお、解答にあたっては現行法令等で可能な方法以外に、今後の法令等の整備も視野に入れて考えられる方法があれば、理由を含めてその内容を述べること。（解答用紙 3 枚以内）（35 点）

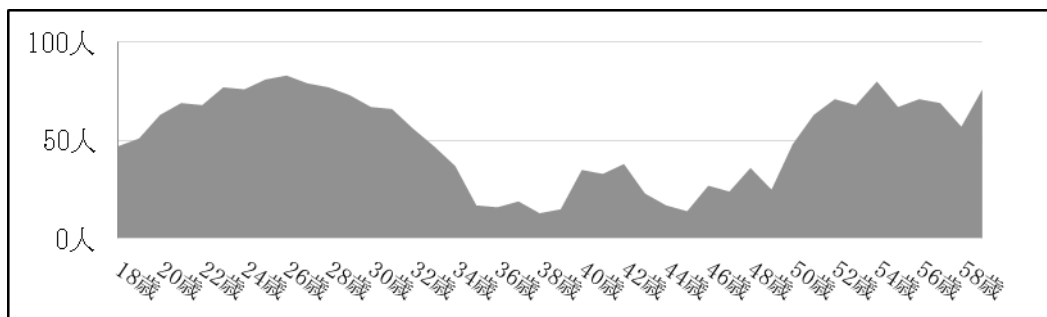
<現行制度>

- ・退職一時金制度（ポイント制）からの移行割合が 50%で基金型確定給付企業年金制度を実施
- ・確定拠出年金制度は実施していない
- ・定年年齢に到達した後は退職一時金制度及び確定給付企業年金制度の適用はない
- ・ポイントテーブルは以下のとおりであり、ポイント単価は 10,000 円である  
(いずれも制度実施時からの変更はない)

勤続年数	勤続ポイント
0 年以上	10
5 年以上	15
10 年以上	20
15 年以上	25
20 年以上	30
25 年以上	35
30 年以上	40
35 年以上	45

等級	職位・資格	等級ポイント
9	部長・理事	50
8	部長・副理事	45
7	課長・参事	40
6	課長・副参事	35
5	係長・主事	30
4	係長・副主事	15
3	社員 1 級	10
2	社員 2 級	5
1	社員 3 級	3

- ・人員構成は以下のとおりであり、60 歳まで勤務する者のうち 60%程度が再雇用を希望しそのうち 95%程度が 65 歳まで再雇用されている



- ・自己都合退職時の減額率の設定がある
- ・老齢給付金の支給開始年齢は 60 歳（繰下げ規定なし）
- ・老齢給付金（年金）の支給期間は終身（20 年保証）
- ・給付利率（待期（繰下）中・受給中）は年 3.0%
- ・老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合は、50%又は 100%